

「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一規範」
の一部改定について

（ 令 和 年 月 日 ）
サイバーセキュリティ戦略本部決定

政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一規範（令和 7 年 6 月 27 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）の一部を次表のとおり改定する。

（下線部分は改定部分）

改 定 後	改 定 前
政府機関等のサイバーセキュリティ対策 のための統一規範	政府機関等のサイバーセキュリティ対策 のための統一規範
平成 28 年 8 月 31 日 平成 30 年 7 月 25 日改定 平成 31 年 4 月 1 日改定 令和 3 年 7 月 7 日改定 令和 5 年 7 月 4 日改定 令和 7 年 6 月 27 日改定 <u>令和 年 月 日改定</u> サイバーセキュリティ戦略本部決定	平成 28 年 8 月 31 日 平成 30 年 7 月 25 日改定 平成 31 年 4 月 1 日改定 令和 3 年 7 月 7 日改定 令和 5 年 7 月 4 日改定 令和 7 年 6 月 27 日改定 サイバーセキュリティ戦略本部決定
（略）	（略）
（目的）	（目的）
第一条 本規範は、サイバーセキュリティ 基本法（平成二十六年法律第百四号。以下 「法」という。） <u>第二十五条</u> 第一項第二号 に定める国の行政機関、独立行政法人及び 指定法人（以下「機関等」という。）にお けるサイバーセキュリティに関する対策 の基準として、機関等がとるべき対策の統 一的な枠組みを定め、機関等に自らの責任 において対策を図らしめることにより、も って機関等全体のサイバーセキュリティ 対策を含む情報セキュリティ対策の強化・	第一条 本規範は、サイバーセキュリティ 基本法（平成二十六年法律第百四号。以下 「法」という。） <u>第二十六条</u> 第一項第二号 に定める国の行政機関、独立行政法人及び 指定法人（以下「機関等」という。）にお けるサイバーセキュリティに関する対策 の基準として、機関等がとるべき対策の統 一的な枠組みを定め、機関等に自らの責任 において対策を図らしめることにより、も って機関等全体のサイバーセキュリティ 対策を含む情報セキュリティ対策の強化・

(案)

拡充を図ることを目的とする。 (略)	拡充を図ることを目的とする。 (略)
---------------------------	---------------------------

附 則

この決定は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。